

兵庫県立大学情報ネットワーク管理運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学術総合情報センター規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第95号）第3条第2項の規定に基づき、兵庫県立大学情報ネットワークの管理及び運用について、必要な事項を定める。

(兵庫県立大学情報ネットワーク)

第2条 兵庫県立大学情報ネットワークは、学部長、研究科長、研究所長その他学術総合情報センター長（以下「センター長」という。）が認める者（以下「学部長等」という。）が設置するLAN、兵庫情報ハイウェイを介し各LANを相互接続するためのLAN及びこれらに接続されるすべてのネットワーク機器並びに実装されたソフトウェア（以下これらを「LAN等」という。）で構成されるネットワークで、インターネット層以下の機能を有するものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、兵庫県立大学情報ネットワークを構成するすべてのLAN等に対して適用される。

- LAN等の管理及び運用に関しては、この規程に反しない限りにおいて、センター長の承認を得て、学部長等が必要な事項を定めることができる。
- この規程は、学内又は学外のいずれから兵庫県立大学情報ネットワークにアクセスする場合にも適用される。

(兵庫県立大学情報ネットワークの管理運用及び保守の範囲)

第4条 兵庫県立大学情報ネットワークは、センター長が管理運用及び保守を行う。ただし、兵庫情報ハイウェイを介してLAN等を相互接続するためのルータ又はファイヤーウォール及びこれらの下流に接続するLAN等に関しては、センター長の承認を得て、学部長等が管理運用及び保守を行うことができる。

(兵庫県立大学情報ネットワークの利用資格)

第5条 兵庫県立大学情報ネットワークを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 兵庫県立大学（以下「大学」という。）の教職員
- 大学の学部学生、大学院学生、研究生、研修員、科目等履修生、聴講生及び特別聴講生（以下「学生等」という。）
- 前2号に掲げる者のほか、センター長が適当と認めた者

(兵庫県立大学情報ネットワークの利用目的)

第6条 兵庫県立大学情報ネットワークの利用は、原則として教育研究又は社会貢献を目的としたものに限る。ただし、大学の管理及び運営並びに教職員及び学生等の福利厚生に資するための利用については認めるものとする。

(禁止事項)

第7条 兵庫県立大学情報ネットワークの利用に当たっては、次に掲げる行為は、禁止する。

- (1) プライバシー及び著作権等の法令に定める権利を侵害する行為
- (2) 兵庫県立大学情報ネットワークの運用に支障を及ぼす行為
- (3) 学外の情報ネットワーク又はそれに接続された機器の正常な動作に支障を及ぼす行為
- (4) 他人を詐称する行為
- (5) 営利を目的とした行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令及び社会慣行に反する行為

(利用の停止)

第8条 利用者が、前条の規定に反した場合は、センター長又は学部長等は、その利用を停止することができる。

(兵庫県立大学情報ネットワーク利用における情報倫理)

第9条 兵庫県立大学情報ネットワークの利用者が遵守すべき情報倫理については、別に定める。

(ドメイン名及びIPアドレス)

第10条 兵庫県立大学情報ネットワークのドメイン名は、u-hyogo.ac.jpとする。

- 2 ドメインの管理及び運用については、別に定める。
- 3 グローバルIPアドレスは133.77.0.0/16及び150.12.0.0/16とし、プライベートIPアドレスは、センター長が定める。
- 4 兵庫県立大学情報ネットワークに接続する機器のIPアドレス及びネットワークのアドレスの管理及び運用については、別に定める。

(障害発生時の対応)

第11条 学外の情報ネットワーク又はそれに接続された機器の正常な動作に支障を及ぼしていると判明した場合は、センター長又は第4条の規定によりセンター長の承認を得た学部長等(以下「センター長等」という。)は、速やかにその原因となる行為又は機器を除去するものとする。

- 2 兵庫県立大学情報ネットワークに障害又は不具合が生じた場合は、センター長等は、速やかに復旧措置を講ずるものとする。
- 3 前項の復旧措置を講ずるに際して必要がある場合は、センター長等は、兵庫県立大学情報ネットワークの全部又は一部のサービスを停止することができる。ただし、あらかじめ学内に周知するものとし、周知の暇がない場合はサービス停止後速やかに周知するものとする。
- 4 前項のサービス停止期間は必要最低限のものとし、障害又は不具合が解消した場合は、速やか

にサービスを再開するものとする。

- 5 兵庫県立大学情報ネットワークの障害原因が外部ネットワークにある場合又はあると疑われる場合は、センター長等は、速やかに関係機関に必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、LAN等の管理運用、インターネット接続並びに学生情報システム及び遠隔授業システムに資するイントラネットの管理運用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。